

議案第三八号

三朝町税特別条例制定に付て  
三朝町税特別条例制定のよりに定める

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅



昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町税特例条例

(町民税の納期の持例)

第一条 町税条例(昭和二十九年三朝町条例第 号)第三十条中「第一期六月

一日から同月三十日まで」とあるを「五月一日から同月三十一日まで」と

する

第二条 (固定資産税の税率の特例)

町税条例第四十五条の規定にかゝり、わりず固定資産税の税率は百分

の三二とする

第三条 (固定資産税の納期の持例)

町税条例第五十二条中「第一期四月一日から同月三十日まで」「第二期

七月一日より同月三十一日まで」とあるを「第一期六月一日より同月三

十日まで」「第二期八月一日から同月三十一日まで」とそれぞれ読替える

しめとする

(審査委員会會議)

第四条 町税条例第六十五条中「毎年三月一日から四月二十日まで」とあるを

「五月一日から六月三十日まで」と読み替えるものとする

（自動車税・荷車税の納期の特例）  
第五條 前條例第七十一條及び第八十條中「五月一日から同月三十一日まで」とあるを「四月一日から同月三十日まで」と読み替へるものとする

附 則

1 この條例は昭和二十九年四月一日限りこれを適用する